

EUの農業政策と貿易政策

——国際経済秩序の変化とEU——

〔要 旨〕

- 1 欧州でEUの出発点となるローマ条約が締結されてから、今年は50年目にあたる。EUは、昨年（06年）新たに2か国が加盟し、加盟国は27か国となり、そのGDPは米国を1割上回る規模になっている。
- 2 欧州の統合は、欧州が2つの世界大戦で主要な戦場となったことへの反省から出発し、1958年に6か国によりEECが設立された。EECに対抗してEFTAが結成されたが、EUは、その後東欧等加盟国を拡大するとともに、通貨統合など統合の中身も深化させてきた。
- 3 共通農業政策（CAP）の実施はローマ条約に盛り込まれていたが、共同市場、共通関税が完成したのはEEC設立後10年を経た68年であった。CAPは欧州の農業者の所得安定と食料の安定的供給に大きな役割を果たしたが、その価格支持政策は農産物過剰と財政負担増大をもたらし、ECの輸出補助金による農産物輸出に対して、米国や豪州から批判が強まった。
- 4 こうした状況に対応し、EC委員会は91年に、支持価格の引下げと直接支払いの導入を主な内容とするCAP改革案（マクシャリープラン）を提案したが、この改革案はECのウルグアイラウンド対策としての側面を持っていた。マクシャリープランは93年から実施されたが、EUは東欧諸国の加盟等に対応してさらなるCAP改革を進め、近年では環境政策、農村開発にシフトしてきている。
- 5 EUは、WTOによる多角的貿易体制を支える主要メンバーであるが、周辺国を中心に様々な貿易協定を締結しており、EUの貿易政策、関税制度は重層的になっている。WTO交渉の停滞や中国、インド等の経済発展を受け、EU委員会は、昨年（06年）10月に、アジアを重視しFTAを締結していくという新しい貿易政策の方針を示した。
- 6 WTO交渉はこう着状態にあるが、EUは、域内の農業生産、農村地域を維持するという政策を今後も継続していくであろう。一方、EUは、これまで行ってきたACP諸国に対する特惠制度を見直し、ACP諸国とEPAを締結していく方針を決定した。今後EUが、ACP諸国とEPAを締結し、ASEAN、インド等のアジア諸国とFTAを締結すると、世界の貿易体制は大きく塗り替えられることになる。FTAを巡る世界の情勢は混沌としてきているが、FTAを巡る今日の状況はいずれ反省を迫られ、WTOの改革を含めた世界貿易体制の再構築が必要な時期が到来するであろう。

目 次

はじめに

1 欧州統合の歴史的過程

- (1) 初期の統合理念
- (2) ECの拡大とEFTA
- (3) 東欧諸国の加盟と統合の深化

2 共通農業政策の導入と展開

- (1) 共通農業政策の目的と機能
- (2) 農産物過剰と財政負担増大
- (3) ウルグアイラウンドとマクシャリー改革

- (4) さらなるCAP改革と環境政策・農村開発へのシフト

3 EUの関税制度と貿易政策

- (1) 重層的なEUの貿易制度
- (2) EUの関税構造
- (3) EUの貿易政策の新展開

4 WTO体制の行方とEU

- (1) 難航するWTO交渉とCAP
- (2) EUの対途上国政策とCAP
- (3) EUのFTA政策と国際貿易体制の行方

はじめに

欧州は多数の主権国家から構成されており、その多くがそれぞれ独自の言語を有し、かつては使用する通貨もそれぞれ異なっていた。その欧州において、EUの出発点となったローマ条約が締結されてから、今年

は50年目にあたる。

EUは、当初、西ドイツ、フランス、イタリアとベネルクス3国（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）の計6か国でスタートしたが、その後加盟国を広げ、昨年（06年）新たにルーマニアとブルガリアが加盟したことにより、加盟国は27か国になった。現在、EUの面積は428万km²（日本の約11倍、米国の4割強）、人口は4.9億人（米国の1.7倍）となり、EUのGDPは米国を1割程度上回る規模になっている。

このように、統合することによって巨大な経済圏となったEUを、どう考えどう評

価したらよいのであろうか。世界的にFTA網が蔓延し、「東アジア共同体」構想が提起されるなかで、50年前から経済統合を進めてきたEUの経験は、今後、アジア地域の経済連携を進める上で大いに参考になると考えられる。

本稿では、このEUについて、農業政策と貿易政策という観点からこれまでの歴史的過程と現状を概観し、今後のEUと国際貿易体制の展望について考えてみたい。

1 欧州統合の歴史的過程

(1) 初期の統合理念

欧州において経済統合の気運が高まったのは、第2次世界大戦後のことである。その背後には、欧州が第1次世界大戦、第2次世界大戦という二度の大戦において主要な戦場となり、こうした悲惨な戦争を回避するための枠組みを作らなくてはならないという強い反省があった。^(注1)

そして、1951年に、2つの大戦において対立したドイツとフランスの両国にまたがる石炭、鉄鉱石資源の共同管理を行うための欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が設立され、57年のローマ条約調印を経て、58年にEEC（欧州経済共同体）が発足した。

なお、戦後、ソ連・東欧に対抗して形成された西側の安全保障の枠組みであるNATOが西欧の統合に大きな意味を持ち、また、米国による欧州復興計画（マーシャルプラン）の受け皿として設立されたOEEC（後のOECD）も、西欧諸国間の連携に大きな役割を果たした。

（注1）第2次世界大戦後における欧州統合の構想は、チャーチル（イギリス首相）による「欧州合衆国」の提唱（1946年）に始まるが、統合が現実化したのは、ジャン・モネの構想を受け、ロベール・シューマン（フランス外相・首相）が中心となって設立した欧州石炭鉄鋼共同体が最初である。なお、欧州統合のルーツとして、クーデンホーフ・カレルギーを中心とする1920年代の「汎ヨーロッパ運動」があげられるが、それよりも早く、ケインズが『平和の経済的帰結』（1919年）のなかで、欧州地域の「自由貿易同盟」を提唱していることを再評価すべきであろう。

（2）ECの拡大とEFTA

こうしたEECの結成に対抗して、EECに加わらなかったイギリス、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、スイス、オーストリア、ポルトガルの7か国は、60年にEFTA（欧州自由貿易連盟）を結成した。EFTAは、EECのような域外に対して共通関税を設ける「関税同盟」ではなく、加盟国間の関税は撤廃するが、加盟国以外に対する関税は各国ごとに定める「自由貿易協定（地域）」である。EFTAは、西ドイツ、

フランスを中心とするEECに対抗してイギリス主導で形成されたものであるが、そのイギリス自身は、EFTA結成の翌年（61年）にはEECに加盟申請をしている。

EECは、67年に、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、欧州原子力共同体（EAEC）と統合してEC（欧州共同体）となり、73年には、イギリスとデンマーク、アイルランドがECに加盟した。その後、81年にギリシャ、86年にスペイン、ポルトガル、95年にオーストリア、スウェーデン、フィンランドがEC（EU）に加盟し、95年から04年までの9年間はEUの15か国体制が続いた。

一方、EFTAは、設立以降、フィンランド（61年）、アイスランド（70年）、リヒテンシュタイン（91年）が新たに加盟したものの、原加盟国の多くがECに加盟してEFTAを脱退したため、現在では、EFTA加盟国はスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの4か国のみになっている。なお、72年にEFTAとECの間で自由貿易協定が締結され、EFTA加盟国とECとの間の工業品関税は撤廃された。

（注2）ただし、3つの共同体の理事会・委員会は統合されたが、EEC及び他の2つの共同体もすぐになくなったわけではなく、3つの共同体を包含する機関としてECが生まれたというのが正しい（内田勝敏・清水貞俊編著『EC経済論』）。EUも同様であるが、本稿では、通例に従い、1957～66年はEEC、67～92年はEC、93年以降はEUと使い分ける。

（3）東欧諸国の加盟と統合の深化

80年代末以降の東欧革命（89年）とソ連崩壊（91年）は、経済的にも安全保障面でもECにとって重大な事態であった。特に、

東西ドイツ統一（90年）は、ドイツやECの経済・社会にとって早急な対応が迫られる問題であった。

EUは、東欧革命やソ連崩壊という事態に対応して、東欧諸国とFTAを締結することによって経済関係を強化する方針をとり、90年代に東欧諸国とEUの間で多くのFTAが結ばれた。^(注3) またEUは、それと同時に東欧諸国のEU加盟の道を模索し、04年には東欧諸国（ポーランド、ハンガリー、バルト3国等）など10か国が新たにEUに加盟し、さらに07年にはルーマニアとブルガリアが加盟し、EUはまさに欧州全体を覆う機関となった。EUは、現在、旧ユーゴ諸国やトルコとの加盟交渉を行っており、将来的にはEFTAに残った4か国のEU加盟の可能性もある。^(注4)

EUは、こうした拡大の一方で、統合の中身も深化させており、86年の単一欧州議定書を経て、92年のマーストリヒト条約（93年発効）によって安全保障政策、司法における統合を進めるとともに、98年に欧州中央銀行を設立し、99年には共通通貨ユーロを導入した。また、欧州市民権を導入し国境手続きの簡素化を進めるなど、欧州における国境の壁はますます低くなっていった。

（注3）90年代に、EU・EFTAと東欧・中東諸国（地中海諸国を含む）の間、あるいは東欧諸国間で締結されたFTAは80に達し、当時世界で締結されたFTAの大部分がこの地域のものであった。なお、EUへの加盟はEUの法体系（アキ・コミュニテール）に従うことを条件としており、EU加盟に伴ってそれまでその国が締結していたFTAは効力を失うことになる。

（注4）現在EFTAにとどまっている4か国はいずれも高所得国であり、石油資源の存在（ノルウェー）、漁業問題（ノルウェー、アイスランド）、直接民主制（スイス）、付加価値税率の差（スイス）などの理由により、EUに加盟するメリットを感じていない。ただし、スイスは92年に、ノルウェーは72年と92年に、ECに加盟申請を行っている（いずれも国民投票で否決）。

2 共通農業政策の導入と展開

（1）共通農業政策の目的と機能

欧州では、かつては、それぞれの農業構造をふまえ各国が独自の農業政策を実施していたが、EECは設立当初より共通関税、共同市場のもと共通の農業政策を採用することを取り決め、設立時のローマ条約に共通農業政策（Common Agricultural Policy：CAP）の実施が盛り込まれた。

ローマ条約（第39条）では、CAPの目的を、農業の生産性向上、農業従事者の所得の確保、農産物市場の安定、食料供給の安定性確保、消費者に対する合理的価格での食料供給、としているが、EECがCAPを導入した背景には、利害が錯綜し政治的問題に発展しやすい農業問題は、各国ごとに行うよりもブリュッセル（EEC）に委ねたほうが望ましいという判断もあったと考えられる。

しかし、実際のCAPの導入は、農業経営の規模が比較的小さいドイツと農業大国であるフランスとの間の対立を軸に難航を極めた。^(注5) そして、58年のストレーザ会議、60年の最終提案提出を経て、62年によやくCAPの骨子が決定し、穀物について共通

政策が導入された。その後、CAPは対象品目を広げ、共同市場、共通関税が完成したのは、EECが設立されてから10年を経た68年であった。

CAPの基本的仕組みは、域外からの農産物輸入に対して可変課徴金^(注6)を課すことにより安い輸入農産物の流入を防ぎ、その一方で、域内で生産された農産物については、市場価格が一定価格以下に下落した場合は介入価格で買い支えるというものである。これにより、国際的な農産物価格の不安定性から域内市場を隔離し、農業者に対して最低価格を保証するとともに、消費者に対して安定的な価格で安定した食料供給を行うことを可能にした。

(注5) CAP導入時の政治過程については、渡辺寛『迷走するECの農業政策』(1994、批評社)が詳しい。

(注6) 可変課徴金は、域内の基準価格(境界価格)と国際価格(輸入価格)の差を調整金として徴収するものであり、国際価格が変動すると調整金の額も変動するために「可変」課徴金と呼ばれる。関税の一種ともいえるが、EUは、ウルグアイラウンド合意に基づいて可変課徴金を廃止し、一般関税に移行した。

(2) 農産物過剰と財政負担増大

CAPによる農産物価格支持は、ECの農業者の所得安定に寄与し、食料供給の安定のため大きな役割を果たしたが、その一方で、次第に農産物過剰と財政負担増などの問題をもたらすことになった。

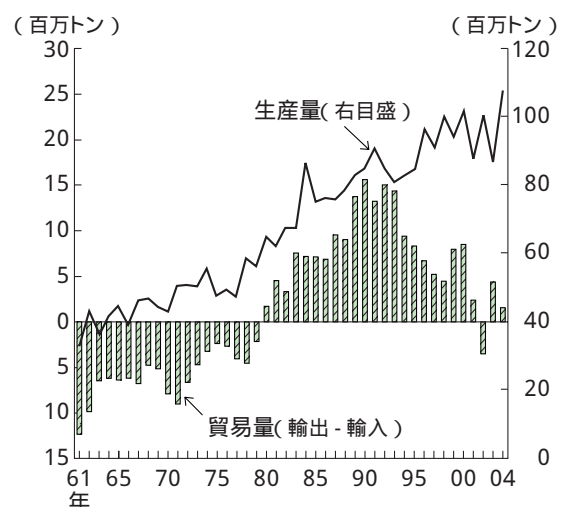
農産物過剰問題は既に60年代から現れており、68年には農業構造を改革し農業の生産性向上を進めることを目指したマンスホルトプランが発表された。その後、70年代には、ソ連による穀物大量買付け等を契機

に国際穀物価格が高騰したため、問題は一時沈静化した^(注7)が、80年代に入ると、一転して世界的な農産物過剰となって国際農産物価格が下落し、CAPの問題点が強く指摘されるようになった。

特に、ECは、市場介入によって購入した過剰農産物を輸出補助金をつけて国際市場で処分(輸出)したため、このECの輸出補助金による農産物輸出は、国際農産物市場を歪め農産物価格を低下させているとして米国や豪州などから強い批判を受け、それがウルグアイラウンドにおける米国とECの激しい対立に発展していった(第1図)。

こうした輸出補助金は、EC財政にとっても大きな負担になってきた。CAPのための財政支出は80年代まではEC財政の7割を占めており、その財源は輸入関税(課徴金)や付加価値税の一部であったが、欧州では70年代後半より景気低迷によって失業率が高まったこともあり、消費者や産業界

第1図 ECにおける小麦の生産量と貿易量



資料 FAOSTAT

(注) EC12が国(1986年時点の加盟国)の集計。

からCAP財政に対する批判が強くなった。

(3) ウルグアイラウンドと

マクシャリー改革

こうした状況のなかで、91年にEC委員会によってCAP改革案（マクシャリープラン）が提出された。マクシャリープランは、CAPの支持価格の水準を引き下げるとともに、生産調整を伴う直接支払いを導入するというものであり、輸出補助金をもたらす過剰生産を抑制することを目的にしたものであった。

マクシャリープランが発表された当時、ウルグアイラウンド交渉が進行中であり、ECの輸出補助金や国境措置を巡る激しい交渉が行われていた最中であった。ECは、支持価格の引下げにより輸出補助金を削減することが可能となり、また直接支払いがブルーボックスとしてAMS（国内助成合計量）の計算から除外されたため、AMSの削減も可能になった。マクシャリープランはEC内部からの改革案であったが、それが提出された時期、背景、内容を考えると、ECのウルグアイラウンド対策としての性格を有していたといえることができる^(注7)。

マクシャリー改革は、それまでの価格支持政策から直接支払いに移行する大きな農政転換であり、その後、米国も96年農業法で不足払いを廃止して直接支払いを導入した^(注8)。

（注7）マクシャリープランが発表されたのは91年1月であり、ウルグアイラウンドのドンケル案（「例外なき関税化」を示したもの）が提出されたのは91年11月であった。また、マクシャリー

プランの決定（合意）が92年5月であり、米国とEUの間のブレアハウス合意は92年11月であった。その後、ウルグアイラウンドは93年12月に合意し、94年4月のマラケシュ会議で調印し、合意結果は95年より実施に移された。ウルグアイラウンド合意とCAP改革の関係については、篠原孝『EUの農業交渉力』（2000年、農文協）に詳しい解説がある。

（注8）EUと米国が直接支払いを導入したため、世界の農政の潮流は価格支持から直接支払いに移行していると言われることが多いが、米国は2002年農業法で、96年農業法で廃止した不足払いを実質的に復活し、EUも、従来からの価格支持政策を全面的に廃止したわけではない。また、EU内では、直接支払いの仕組み自体を見直す動きがあることも理解しておく必要がある。

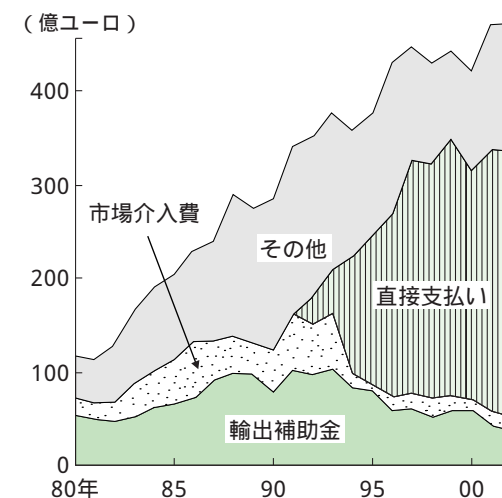
(4) さらにCAP改革と環境政策・

農村開発へのシフト

マクシャリー改革によってCAP財政は大きく変化し、価格支持や輸出補助金に関する財政支出が減少する一方で、直接支払いに対する支出が増大した（第2図）。

しかし、東欧諸国のEU加盟が検討されるなかで、農業の比重が高く所得水準も低い東欧諸国に対して、それまで行われていたCAPと同じ内容を実施することは難しく

第2図 CAP財政の内訳推移



資料 EU委員会予算書により作成

ったため、EUはさらなるCAP改革が迫られ、99年にAgenda2000を発表し、支持価格の一層の引下げを行った。

さらに、03年のCAP改革において、生産から切り離された（デカップリング）直接支払い（単一農場支払い）に完全に移行し、同時に、直接支払いに際して環境遵守を義務付け（クロスコンプライアンス）、大規模農家への助成金受取額を減額して農村開発に振り向ける調整制度（モジュレーション）が設けられた。

EUでは、既に75年より条件不利地域に対する直接支払いが開始され、80年代半ばより環境保全を重視する政策を採用してきたが、一連のCAP改革によって、EUの農業政策は環境政策や農村開発に一層シフトしてきている。

3 EUの関税制度と貿易政策

（1）重層的なEUの貿易制度

EUは、WTOによる多角的貿易体制を支える主要メンバーであるが、一方で周辺国を中心に様々な貿易協定を締結しており、^{（注9）} EUの貿易政策、関税制度は重層的に展開されている。

a EU域内（27か国）

EUは関税同盟であり、加盟国相互間の関税はすべて撤廃されており、加盟国間の貿易には関税がかかっていない。また、製品規格や認証も統一され、域内の国境手続きは簡素化されている。

b EFTA（4か国）

EUは、スイス以外のEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの3か国）との間でEEA（欧州経済地域）を形成しており、工業品の関税を撤廃している。スイスとの間でも、72年にFTAを締結し工業品の関税を撤廃しており、さらに農産物、加工農産物を含む分野別バイラテラル協定を締結している。

c その他FTA（18か国）

EUがFTAを締結している国は、EFTA以外に下記の通り18か国ある。これらの国との間では、主要農産物については国境措置を残しているが、工業品の関税は撤廃している（一部移行過程）。

関税同盟（工業品）

トルコ、アンドラ

安定化・連合同盟

クロアチア、マケドニア、アルバニア

地中海連合協定

エジプト、アルジェリア、チャニジア、

モロッコ、イスラエル、レバノン、シリア、

ヨルダン、パレスチナ自治政府

その他FTA

メキシコ、チリ、南アフリカ、フェロー諸島

d 一般特惠関税（GSP）（178か国・地域）

一般特惠関税は、途上国の貿易促進と経済発展を支援するため、途上国に対して一般関税率（MFN）より低い関税率を適用する制度であり、UNCTAD（国連貿易開発会議）の主張を受け入れて71年より導入され

た。現在EUは、中国やインド、ブラジル、ロシア、タイなど世界の178か国・地域をGSPの対象にしている。

e コトヌー協定（77か国）

EUは、コトヌー協定（旧ロメ協定）により、加盟国のかつての植民地であるACP諸国（アフリカ48か国、カリブ海地域15か国、太平洋地域14か国）に対して、一般特惠関税（GSP）を越える条件で関税の特恵や輸入割当を行っている。

f その他（MFN（最恵国待遇）適用国）
（9か国）

a～e以外の国に対しては、WTO協定上の最恵国待遇（MFN）の関税率が適用される。しかし、これに該当するのは、欧州以外の先進国9か国（日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、韓国、台湾、香港、シンガポール）のみである。

（注9）ローマ条約では「Commercial Policy」と書かれており、一般には「通商政策」と訳されることが多いが、本稿では「貿易政策」とする。

（2）EUの関税構造

EUが適用する関税率は、その国が上記のどのグループに属するかによって異なっている。EUは貿易額の3分の2を占める域内の貿易には、農産物も含め関税がかかっておらず、またFTA対象国や途上国に対しても工業品の関税を撤廃・削減している。そのため、最恵国待遇を適用している国は9か国に過ぎず、これらの国からの輸入額は、EUの輸入額全体（域内貿易を含む）

の1割程度、域外貿易の3割程度になっている。

EUの平均関税率（MFN実効税率、単純平均）は6.9%であり、うち農産物が18.6%、非農産物が4.0%であり、日本（平均6.5%、農産物17.1%、非農産物3.7%）よりやや高い。関税率が0%の品目が26.0%（タリフラインの割合）、0～5%の品目が55.5%で、5%未満の割合が8割を超えているが、一方で、関税率が50%以上の品目も農産物が5.4%、工業品が1.7%ある。特に、穀物（55.2%）、乳製品（39.5%）、肉類（30.0%）、砂糖類（27.3%）など、EUの重要農産物の関税率は高く、さらにEUは、農産物を中心に98品目（牛肉、乳製品、小麦、砂糖、でんぷん、米等）について関税割当を設けている。このように、EUの農産物関税率は現在でも高水準であり、この国境措置の高さがEUの共通農業政策による農産物価格安定を可能にしているといえよう。

（3）EUの貿易政策の新展開

EU委員会は、昨年（06年）10月に、EUの新しい貿易政策の方針を示した文書「Global Europe: Competing in the world」^{（注10）}を発表した。この文書でEUは、WTO交渉の停滞や中国、インドの経済発展等を受けて、今後の貿易政策においてアジアをより重視し、その手法としてWTOを尊重しながらもFTA締結を広げていくという方針を示した。また、今後の貿易政策において、市場アクセスの拡大のみならず、資源確保や非関税障壁解消にも取り組

むとしている。

これまでEUは、東欧諸国のEU加盟に最大の努力を傾けており、EUのFTAは地中海諸国等の周辺国が中心で、これまでアジア諸国とのFTAはなく、メキシコとのFTAも米国（NAFTA）への対抗上締結したものであった。今回の文書で、EUがアジア地域（ASEAN、インド、韓国）とのFTAを進めるという方針を打ち出したことは大きな路線転換であり、これはASEANやインドとFTAを進めようとしている日本やEFTA、あるいは韓国とのFTAに合意した米国に対抗するためのものであるといえよう。EUは、将来的にはロシアとのFTAも進めるとしているが、中国に対しては、FTAとは異なる枠組みで別途戦略を検討するとしている。

ただし、EUは、これまでのFTAや特惠関税（ACP、GSP）において、EUの域内農業に影響の出る可能性のある農産物については、多くは関税撤廃・削減の対象にしてこなかった。^{（注11）}そのためEUは、00年からメルコスール（南米南部共同市場）とFTA交渉を行っているが、農産物の扱いを巡って交渉は難航しており、未だに合意に至っていない。^{（注12）}今回の戦略文書では、農産物の扱いについてはほとんど触れられておらず、今後EUがアジア諸国とFTA交渉を進めるに当たって、農産物をどう扱うのが注目される。

（注10）このEUの国際戦略は、雇用拡大と成長促進を目的にEUの産業の競争力強化の方針を示した「リスボン戦略」（2000年策定、05年改定）の国際版であるといえることができる。

なお、今回の文書はEU委員会のサイト（<http://ec.europa.eu/trade>）から入手でき、菅原淳一「EUの新通商政策」（2006.11.1 みずほ総合研究所「みずほ政策インサイト」）にわかりやすい解説がある。

（注11）EUは、メキシコとのFTA（2000年発効）で3分の2の農産物の関税を撤廃したが（最長10年の経過期間あり）、穀物、食肉、乳製品、果汁等の重要品目は例外にした。

（注12）EUはGCC（湾岸協力会議）とFTA交渉を90年に始めたが（中断を経て02年から再開）、サービス分野、投資等を巡って交渉は難航しており、交渉開始から17年を経過しても未だに合意に至っていない。

4 WTO体制の行方とEU

以上、EUが、南北問題、ソ連・東欧の崩壊、ウルグアイラウンド、アジアの経済発展、グローバリゼーションなどの国際環境の変化に対応して、農業政策と貿易政策をどう展開してきたかを概観したが、こうした過程を経て、EU、CAPが今後どのような方向に進んでいくのかについて、国際貿易体制の展望も合わせて考えてみたい。

（1）難航するWTO交渉とCAP

ウルグアイラウンド交渉の合意過程でCAP改革（マクシャリー改革）が大きな意味を持ったが、現在のこう着状態にあるWTO交渉のなかでEUはどう対応していくであろうか。

現在進行中のWTO交渉は、99年のシートル閣僚会議での立ち上げに失敗し、01年11月のドーハ閣僚会議で開始したものであるが、途上国と先進国の対立を軸に交渉は難航しており、交渉開始から既に5年半が

経過している。^(注13)

米国は、2002年農業法で不足払いを実質的に復活し農業保護の水準を高めたため、農業保護削減を約束できない状況になっている。また、EUとしても、WTO交渉で輸出補助金が禁止されるとなると、CAP運営の大きな足かせになる。米国、EUとも、ウルグアイラウンドの時のような内部改革の圧力に乏しく、両者とも身動きができない状態になっている。

EUは、ウルグアイラウンドで可変課徴金を廃止したが、主要農産物の国境措置や価格支持政策を放棄したわけではなく、FTAにおいても重要農産物は例外にしている。域内の食料生産、農村社会、田園景観を維持していこうというEUの方針は一貫しており、これまでEUは、東欧への拡大を進める一方で、CAPを環境政策や農村開発政策にシフトさせる改革を着々と進めてきた。EUは、今後も、域内の農業・農村社会を維持するという農業政策の根幹は継続していくと考えられ、WTO交渉においても安易な妥協はしないであろう。

(注13) 農業交渉は、ドーハ閣僚会議に先立ち2000年1月から始まっており、既に7年以上が経過している。

(2) EUの対途上国政策とCAP

CAPにとってWTO交渉とともに重要なのは、EUの対途上国政策である。既に説明したように、EUは一般特惠関税(GSP)に加えて、ACP諸国に対する特惠関税を設けてきた。このACPに対する特惠(旧ロメ協定)は、EUが関税を撤廃・削減するが、

ACP諸国には関税撤廃・削減の義務を課さない片務的(非互恵的)なものであり、特定の国を他の国より優遇するという点でWTOの最恵国待遇原則に反する内容であったため、WTOの成立を受けてロメ協定のWTO整合性が問題になった。^(注14)

そのため、01年にロメ協定に代わり新たに締結されたコトヌー協定では、ロメ協定にあった開発援助政策(輸出所得安定化政策等)の内容は引き継いだものの、それまでの片務的な貿易条項を改め、EUとACP諸国(後発途上国(LDC)は除く)は、WTO協定に整合的なEPA(経済連携協定)を締結することとした。現在、EUとACPは、07年末までの合意を目標にEPA交渉を行っており、2020年までに自由貿易地域を形成することを計画している。

コトヌー協定は、ロメ協定によるACPへの援助が、当初期待されたほどの成果を生まなかったことへの反省を踏まえ、また中国、インドにおける経済自由化による経済発展に刺激され、ACP諸国をグローバル化する世界経済のなかに導き入れようとしているということができよう。

ロメ協定では、EUは域内で生産される農産物と競合しない熱帯産品については関税を撤廃したものの、CAP対象品目はそれほど多くは譲許していなかった。^(注15)コトヌー協定によるEPAでは、WTO協定(第24条)に整合的な内容にするため、EUもACP諸国も貿易額の90%以上の関税撤廃を行うことになるだろうが、その場合、EUが農産物についてどの程度関税撤廃・削減の対象とす

るかが注目される。

(注14) EUは、ACPに対する特惠を維持するためウェーバーを獲得していたが、WTO成立後、ウェーバーを獲得するのが難しくなったため、96年に発表したグリーンペーパーでいくつかの選択肢を示し、様々な論争を経た後、EPAを締結するという方針を選択した。なお、ロメ協定は、イギリスのEC加盟(73年)に伴い、イギリスの旧植民地に対する英連邦特惠関税と、フランスの旧植民地を中心とするアフリカ諸国に対する特惠制度(ヤウンデ協定)を統合し、75年に締結されたものであり、第4次まで改定された。ロメ協定、コトヌー協定については、前田啓一『EUの開発援助政策』(2000)、是永東彦『EUの対アフリカ政策と農業』(2005、農林水産省「平成16年度欧州・アフリカ地域食料農業情報調査分析検討事業」、豊嘉哲『EU共通農業政策と結束』(2006、山口経済研究叢書第31集))参照。

(注15) EUがACP諸国に譲許しているCAP対象品目は、穀物、砂糖、牛肉など一部の品目に限られ、しかも低関税率の特別枠が設けられているのみである。

(3) EUのFTA政策と国際貿易体制の行方

EUがACP諸国とEPAを締結し、さらにASEAN、インド等のアジア諸国とFTAを締結するとなると、世界の貿易体制は大きく塗り替えられることになり、今後の国際貿易体制、国際経済秩序に大きなインパクトを与えるであろう。

一方、米国は、南北アメリカ大陸を包含する自由貿易地域(FTAA)の形成に向けた交渉を進めてきたが、FTAA構想はブラジル、ベネズエラなど左翼政権が多くなった南米諸国から反発を受けており、交渉はこう着状態にある。こうしたなかで、米国は、韓国とのFTAに合意し、またAPECでの自由貿易圏構想(FTAAP)を打ち出したが、APEC加盟国からの反応は鈍く、またタイとのFTA交渉も、タイ国内の反対

運動に会い難航している。

EUは、農産物で衝突する可能性のある米国、カナダ、豪州はFTAの対象とは考えておらず、またASEAN、インドとのFTA構想も、日本への対抗という面があり、日本とのFTAも考えていない。そこには、単に貿易自由化を進めるという単純な思考ではないEUの戦略的思考がある。

こうした状況のなかで、日本では、「世界のFTAの流れに乗り遅れるな」との意見が一部に出ているが、「乗り遅れるな」というのは皮相で戦略性に乏しい見解である。FTAを巡る世界の情勢はますます混沌としてきており、FTAを巡る今日のような状況はいずれ反省を迫られ、WTO改革を含め、世界貿易体制の再構築を行わなければならない時期が必ず到来するであろう。その際に、環境保全や途上国の経済発展に資するような、自由貿易主義に代わる新しい貿易政策の理念が必要になるであろう。^(注16)

(注16) かねてより途上国に対するIMFの経済自由化政策を批判してきたスティグリッツ(元世銀副総裁)は、近著『フェアトレード』(2007)で、かつてはGATT交渉に途上国が参加していなかったため、世界の貿易体制は先進国に有利な仕組みになっており、現在進行中の「ドーハ開発アジェンダ」も、真に途上国の開発、貧困解消に寄与する交渉にはなっていないと批判している。そして、先進国は、知的財産権、競争などの分野で途上国に対して過度な要求をするべきではないとし、一方で、先進国の農業保護政策の問題点を指摘している。米国、EUのような農産物輸出国の農業保護、輸出補助金と、日本のような農産物輸入国の国境措置を同じレベルの問題として議論すべきではないが、同書は現在蔓延しているFTAに対する批判も含んでおり、傾聴すべき主張であろう。

<参考文献>

- ・ 是永東彦ほか（1994）『ECの農政改革に学ぶ』農文協
- ・ 清水徹朗（2002）「自由貿易協定と農林水産業」『農林金融』12月号
- ・ スティグリッツ、J，A・チャールトン，浦田秀次郎監訳（2007）『フェアトレード』日本経済新聞出版社
- ・ 田中素香（1982）『欧州統合』有斐閣
- ・ 田中素香（2007）『拡大するユーロ経済圏』日本経済新聞出版社

- ・ フェネル・ローズマリー，荏開津典生監訳（1999）『EU共通農業政策の歴史と展望』食料・農業政策センター
- ・ 前田啓一（2000）『EUの開発援助政策』御茶の水書房
- ・ 山澤逸平・平田章編（1990）『先進諸国の対発展途上国貿易政策』アジア経済研究所
- ・ WTO（2007）「Trade Policy Review（EU）」
http://www.wto.org/english/tratop_e/tpr_e/tp278_e.htm

（主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2006

A4判，194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお，CD-ROM版をご希望の方には，有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318

FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

発行 2006年12月